

病 院 の ご 案 内

厚生労働大臣の定める掲示事項(令和 8 年 6 月 1 日現在)

【入院基本料に関する事項】

本院(定床 52 床、うち地域包括ケア病床 11 床)は、1 日 16 人以上の看護職員(看護師及び准看護師)が勤務しています。時間帯毎の配置は次のとおりです。

朝 9:00～17:00 迄 看護職員 1 人当りの受持患者数は 5 人以内です。

夕方 17:00～翌日朝 9:00 迄 看護職員 1 人当りの受持患者数は 26 人以内です。

【届出等による医療について】

1 本院は、次の施設基準に適合している旨、北海道厚生局長に届出を行っています。

(1)基本診療料の施設基準等

急性期一般入院料 6 (一般入院)第 8682 号
地域包括ケア入院医療管理料 2 (地包ケア 2)第 853 号
(看護職員配置加算)
(看護補助者配置加算)
(看護職員夜間配置加算)
入院時食事療養(Ⅰ) (食)第 1574 号
電子的診療情報連携体制整備加算 2 (外医 DX2)第 504 号
電子的診療情報連携体制整備加算 2 (入医 DX2)第 149 号
認知症ケア加算(加算 3) (認ケア)第 652 号
診療録管理体制加算 3 (診療録 3)第 463 号
データ提出加算 1(口) (データ提)第 566 号
せん妄ハイリスク患者ケア加算 (せん妄ケア)第 135 号
情報通信機器を用いた診療に係る基準 (情報通信)第 338 号
入退院支援加算 1 (入退支)第 241485 号
(入院時支援加算)
協力対象施設入所者入院加算 (協力施設)第 13 号
地域支援・医薬品供給対応体制加算 1 (地薬供 1)第 29 号

(2)特掲診療料の施設基準等

脊髄刺激装置植込術 又は脊髄刺激装置交換術 (脊刺)第 30 号
麻酔管理料 (麻管)第 1184 号
単純 CT 撮影及び単純 MRI 撮影(16 列以上 64 列未満のマルチスライス CT) (C・M)第 2175 号
在宅時医学総合管理料 (在医総管)第 310 号
運動器リハビリテーション(Ⅰ) (運Ⅰ)第 712 号
呼吸器リハビリテーション(Ⅰ) (呼Ⅰ)第 464 号
脳血管疾患等リハビリテーション(Ⅱ) (脳Ⅱ)第 774 号

別添 1 の「第 14 の 2」の 1 の(3)に規定する在宅療養支援病院 (支援病 3)第 202 号
外来・在宅ベースアップ評価料(I)の注 5 (外在ベ I 注)第 1805 号
入院ベースアップ評価料 250 (入ベ 250)第 25 号
継続的に賃上げに係る取組を実施している保険医療機関の基準 (入減免)第 389 号
酸素の購入単価 (酸素)第 46514 号

- 2 当院では、入院時食事療養(I)、特別管理加算の届出を行っており、栄養士によって管理された食事を適時
(夕食は午後 6 時以降)適温で配膳しております。 (給食委託業者・日清医療食品株式会社)

1食負担額 課税世帯 ¥550

非課税世帯 90 日目まで ¥270・91 日目以降 ¥220 70 才以上の低所得者 I ¥130